

# 日本共産党 西宮市会議員団ニュース

(発行) 日本共産党西宮市会議員団 (2012.5.20 No.587)  
西宮市六湛寺町 10-3 (西宮市議会内)  
TEL35-3368 FAX・22-7815  
Eメール・nmc30547@nishi.or.jp  
ホームページ http://nishinomiya.jcp-giin.net/

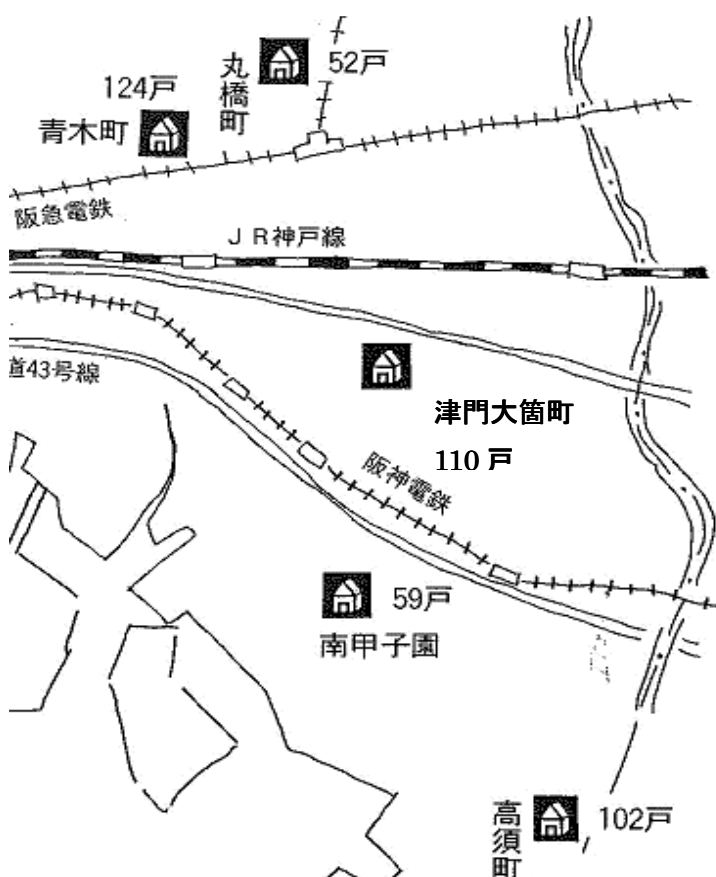
## UR 借り上げ復興住宅市説明会

# 「返還」方針に入居者の不安と怒り強まる

借り上げ期間 (20 年) 終了が迫る UR 借り上げ復興住宅。日本共産党市議団は、『買い取り』もしくは『借り上げ延長』により継続入居ができるよう、市に繰り返し求めてきました。しかし、市は UR への「返還」を基本方針とし、この間、対象団地で住み替え (他の市営住宅への移転) あっせんの説明会を行っています。この説明会には、シティハイツ西宮北口、ルゼフィール西宮丸橋町はまつお正秀議員が、ルネシティ西宮津門、ルゼフィール南甲子園は杉山たかのり議員が、ルゼフィール武庫川第 2 五番街は佐藤みち子議員がそれぞれ参加しています。

### UR 借り上げ復興住宅とは・・・

阪神淡路大震災 (1995 年) で、災害公営住宅の建設が間に合わず、住宅都市整備公団が建設した住宅を、20 年間の期限で、兵庫県や神戸市、西宮市などが借り上げ、災害公営住宅とした。西宮市は 5 団地 447 戸 (下図)。青木町のシティハイツは 2015 年 9 月末、他は 2017 年度中に借り上げ期間が満了となる。



## 市は 5 年間で他団地への転居を求める

説明会で、市は、UR への「返還」が基本だと、他の市営住宅か、県営や民間など独自に確保した住宅への転居を 5 年間ですすめると説明。他の市営住宅への転居は住み替え募集という形であっせんし、応募・当選した世帯から順次すすめるとしています。

17 年前の震災で家を失い復興住宅によりやく入居したのに、借り上げ住宅の入居者だけが、また住み慣れた家を失うこととなります。

## 「住み続けたい」が入居者の思い

入居者からは、「このまま住み続けられるのか」「借り上げ期間の説明はなかった」「高齢になって知らない所に転居すれば孤独死する」「応募できる住宅がなかったら最後はどうなるの」「南部の便利なところに移れるのか」などの不安と怒りの質問が相次ぎました。

借り上げ住宅は利便性が高く、市営住宅を減らす計画をすすめている下で、「希望する住宅」を市があっせんすることは非常に困難です。

## 「返還」ではなく継続入居できる措置を

西宮市は、「返還」の理由を 20 年間に 101 億円も家賃を UR に支払っているのに、それを考慮していない実勢価格での買い取りはできない、と言います。

しかし、市が支払った家賃には、入居者の支払った家賃や国からの補助金 (現在は、交付税措置) もあり、全額市の負担かのように言うのは誤りです。「買えば市の資産になる」と市当局も発言しており、実勢価格が適正であれば、買い取ることは可能です。

市は、「返還」ではなく「借り上げ延長」「買い取り」の決断をして、UR と協議をするべきです。その際、国に UR への働きかけと財政的な支援を求める必要があります。

日本共産党市議団は、2 回の本会議質問、市長への申し入れを行い、「買い取り」「借り上げ延長」による継続入居を求めてきましたが、引き続き、がんばります。